

第39号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号右欄中「ものにあつては松江市、浜田市、出雲市」を「ものにあつては松江市、浜田市」に改め、同表第12号左欄の(2)中「(14)」を「(7)」に改め、同表第27号右欄を次のように改める。

各市町村

第2条の表第30号左欄の(5)中「指定」の次に「（法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項の規定により保安林として指定されている民有林に係るものを除く。以下(42)まで同じ。）」を加え、同号右欄を次のように改める。

(1)から(4)までに係る事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町、(5)から(42)までに係る事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

第2条の表第31号右欄を次のように改める。

(1)から(10)までに係る事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（(11)に規定する農林水産大臣との協議を要する許可に係るものにあつては、松江市及び出雲市に限る。）、(11)に係る事務にあつては松江市及び出雲市

第2条の表に次の3号を加える。

32 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の規定による身体障害者相談員の委託（委託する業務が2以上の市町村の区域にわたる場合を除	松江市
---	-----

く。)	
33 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の規定による知的障害者相談員の委託	松江市
34 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による特定工場の新設の届出の受理 (2) 法第7条第1項の規定による特定工場となる日以後最初に行われる変更の届出の受理 (3) 法第8条第1項の規定による特定工場の変更の届出の受理 (4) 法第9条第1項又は第2項の規定による届出者に対する勧告 (5) 法第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更の命令 (6) 法第11条第2項の規定による実施の制限の期間の短縮 (7) 法第12条の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理 (8) 法第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	松江市

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第8号及び第12号の改正規定は公布の日から、同表第31号の改正規定（飯南町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は平成

19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

森林法（昭和26年法律第249号）	この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第30号左欄に掲げる事務	出雲市長、飯南町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長、隠岐の島町長
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	出雲市長、海士町長
工場立地法（昭和34年法律第24号）	改正後の条例第2条の表第34号左欄に掲げる事務	松江市長

- 3 第2条の表第31号の改正規定（飯南町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る部分に限る。）の施行の際農地法の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日（以下「改正規定の施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為のうち、改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で改正規定の施行日以後においては飯南町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正規定の施行日以後にお

ける同法の適用については、それぞれ飯南町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長のした処分その他の行為又は飯南町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。